

		経済環境常任委員会	
平成29年 5月22日受理		請 第 24 号	
件 名	「消費者自立のための生活再生総合支援事業」の継続を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 橋 口 海 平			
<p>(要 旨)</p> <p>熊本県に対し、多重債務者ほか平成28年熊本地震の被災者を含む消費生活上の様々な課題を抱え、生活再生の支援が必要な方々の生活再生を促すため実施をしている消費者向けセーフティネット貸付を含む「消費者自立のための生活再生総合支援事業」について、平成30年度以降も引き続き継続されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>社会問題として深刻化する多重債務問題の解決のため、平成18年12月に可決・成立し、平成22年6月に完全施行された「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」を受けて内閣に設置された多重債務者対策本部で策定された「多重債務問題改善プログラム」では、「借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供」の必要性を強調している。</p> <p>当弁護士会は、貴議会に対し、「改正貸金業法の完全施行に向けた消費者向けセーフティネット貸付制度の創設を求める請願」を行い、平成21年9月定例会で採択され、この請願を受けて、県では、平成22年度から「多重債務者生活再生支援事業」が開始された。</p> <p>その後も、当弁護士会は、継続して、当該事業の継続を求める要望書や請願書を提出し、事業の継続につなげ、本年度からは、「消費者自立のための生活再生総合支援事業」として実施されているが、事業開始から昨年度までの約7年間に、学校進学に係る費用、生活費、平成28年熊本地震被災者の生活費補填等で469件、2億1,144万円の貸付や、債務整理による債務減が48億859万円にのぼるなど、県民に対する経済効果が発生している。</p> <p>特筆すべきは、貸付相談の際あるいはその後の徹底的なフォローアップの実施により、貸し倒れがほとんどないということであり、「顔の見える融資」として、真の意味の「セーフティネット貸付」が実現しており、多重債務者・生活困窮者の掘り起こしから生活再建までの過程の実現により、多重債務問題の社会的解決を図ることにつながっている。</p> <p>さらに、本年度からは、個別要因に応じたトラブル解決支援、すなわち相談者の抱える問題の解決に必要な関係機関に赴き、個々の抱える副次的トラブルの解決及び事後のフォローアップなどの伴走型支援を行うことが事業の内容として盛り込まれ、さらに平成28年熊本地震の被災者支援として、特別利息でのセーフティネット貸付を行うことが事業の内容として明文化され、被災者の復興支援にも大きな役割をはたしている。</p> <p>上述したように、本事業は、熊本県消費生活条例の目的である「県民の消費生活の安定及び向上」を図り、同条例第38条に定める多重債務問題の改善を図るために必要な事業であるとともに、熊本地震の被災者の復興のための制度でもあり、県民生活の安心安全を図る上でも、本事業を平成30年度以降も継続すべきと考える。</p>			